

みどり市教育支援センター

なごみ教室大間々 なごみ教室笠懸



□開設 平成18年3月27日

□代表者職氏名 所長 島田 ひろみ

□所在地 なごみ教室大間々 〒376-0101 みどり市大間々町大間々235番地6
電話/FAX 電話 (0277)76-9862・相談(0277)73-1110 / FAX (0277)73-1130

なごみ教室笠懸 〒379-2313 みどり市笠懸町阿左美1714番地1
電話 (0277)77-0100 / FAX (0277)77-0100

1 運営の目的

教育支援センターは、不登校の状態を示す児童生徒の悩みや不安をカウンセリング・学習指導・体験的な活動等を通して軽減しながら、自主性、自律性、社会性、耐性等の発達を援助する。さらに、在籍校や保護者と連携を図りながら、個に応じて段階的に支援し、児童生徒の学校復帰のみならず、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きるための基礎を養う。

2 令和4年度 職員の構成・分担

職員	業務内容
所長 1名	総括
次長（学校長） 1名	所長補佐
課長・課長補佐 管理主事・指導主事 7名	立案・指導
教育相談員 2名	教育相談
所員 1名	庶務全般
指導員（なごみ教室大間々2名） （なごみ教室笠懸2名）	通級児童 生徒の指導

3 入室対象及び受け入れ状況

(1) 入室対象

みどり市内の小中学校に在籍する不登校や不登校傾向の児童生徒で、本人・保護者が入室を希望し、通室が適切であると認められた者

(2) 受け入れ状況（令和3年度）

小学生 4名 中学生 10名 計 14名

4 令和4年度開設状況

(1) 開設日時

学校の休業日を除く月曜日～金曜日

なごみ教室大間々 9:30～15:00

なごみ教室笠懸 9:30～15:00

(2) 開設期間

1学期 4月7日(木)～7月20日(水)

2学期 8月29日(月)～12月23日(金)

3学期 1月10日(火)～3月24日(金)

(3) 日時程

[なごみ教室大間々]

時間	主な活動
9:30~10:00	入室・健康観察・本日の予定
10:00~12:00	学習①② 自主活動・カウンセリング
12:00~13:00	昼食・休憩
13:00~14:30	作業的な学習・実習 自主活動・運動
14:30~15:00	日誌を書く（1日の反省） 清掃・明日の予定等
15:00~	退室

[なごみ教室笠懸]

時間	主な活動
9:30~10:00	入室・健康観察・本日の予定
10:00~12:00	学習①② 運動・カウンセリング
12:00~13:00	昼食・休憩
13:00~14:30	作業的な学習・実習 自主活動・運動
14:30~15:00	日誌を書く（1日の反省） 清掃・明日の予定等
15:00~	退室

(4) 主な行事

- ◇ 体験活動
 - みどり市の2教室の交流
 - 調理実習 スポーツ 制作活動
 - 植栽活動（花や野菜） 校外学習
- ◇ 保護者との話し合い
- ◇ 登校チャレンジデーの実施

5 入室・退室の進め方

(1) 入室の手続き

① 入室相談の受付

保護者や学校からの相談
(保護者が在籍校の担任等と相談し、
学校長に入室希望の意志を伝える。)

② 来所相談(面談)※面談シート活用

児童生徒と保護者が教育支援センターで、
所長、教育相談員等と面談し、
入室の意志を確認する。

③ 体験入室

必要に応じて体験入室をする。
(原則として、1か月)

④ 入室願

保護者は、担任・学校長と協議の上、
入室願を学校長に提出する。

⑤ 提出

学校長は、入室申請書と保護者からの
入室願(写し)を所長に提出する。

⑥ 入室判定

所長は、学校長及び教育相談員等の
意見を踏まえ、入室適と認められた場合、
入室承諾書を学校長に送付する。

※ 学校教育課長へ報告

⑦ 入室決定

教育支援センターへの正式入室

(2) 退室の手続き

退室については、学校・保護者・所長・教育
相談員等と協議のうえ決定し、所長は、
退出通知書を学校と保護者に送付する。

※ 学校教育課長へ報告

6 学校、家庭及び関係機関との連携

(1) 学校との連携

- ◇ 学校から提供をいただきたいもの
 - 学校要覧
 - 授業時間表
 - 年間行事計画
 - 学校だより・学年通信等の配付物等

◇ 入室している児童生徒の指導記録を
通室日毎に在籍校に送付し、併せて月
末に出席状況を報告する。

◇ 入室児童生徒の支援の方向性につい
て、管理職や担任、教育相談・生徒指
導担当教諭、スクールカウンセラーな
どと、手立て等について相談する。ま
た、必要に応じて関係者を集めたケー
ス会議を実施し、共通理解を図る。

◇ 月に何度か担任・スクールカウンセ
ラー等が来室し、入室している児童生
徒と面接をしたり、教育相談員や指導
員と話し合いをしたりする。

◇ 必要に応じて教育相談員や指導員が
学校訪問を行う。

(2) 家庭との連携

必要に応じて家庭訪問や保護者面接等
を実施するなど、きめ細かな連携に努める。

(3) 関係機関との連携

不登校には、さまざまな要因が考えられ
るので、必要に応じて県総合教育センター、
SC、SSW、保健福祉事務所家庭相談員、
こども課、民生児童委員、専門医等と連携
を図り、問題の理解を深めながら問題解決
に努める。また、中学校3年生における進
路相談等では、群馬県青少年会館「青少年
自立・再学習支援事業」(G-SKY Plan)と
も積極的に連携を図っていく。

7 特色ある活動

体験活動の中に、地域の施設見学(富弘
美術館など)や地域の特色を生かした自然
観察学習(散策、登山など)を取り入れる。